正	誤
ページ　段　行	
令和五年三月三十一日（号外特第二十五号）公布財務省令第十七号（国税通則法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）	正
二五四　終りから一五	光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十六条第二項（国内事業者による特別徴収等）に規定する計算書
二五四ページ終りから一〇行目と九行目の間に次のように加える。 第十二条第一項ただし書中「（平成三十年法律第十六号）」を削る。	
二五四　終りから七	並びに
令和五年三月三十一日（号外特第二十五号）公布財務省令第十九号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）	若しくは国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十六条第二項（国内事業者による特別徴収等）に規定する計算書
二五四　終りから一五	及び第十二条第一項ただし書の改正規定並びに
二五九　一一	に改め
〃　一三	並びに」を「、」及び」に改め
〃　終りから一二―一一	に、」を「並びに」に改め
〃　一四	次に
〃　七	次の各号に
二六二　二	第四条第五項及び第七項
〃　終りから一三	第四条第四項及び第六項
〃　第三項	次項
〃　二	」を削り、「並びに」を「及び」に改め
〃　一	削り、「第二項第四号」を「前項第四号」に改め
二八一　一八	第二十条第三項第一号へ
令和五年三月三十一日（号外特第二十五号）公布財務省令第十九号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）（印刷誤り）	第二十条第三項第一号へ
二八三　三～四	会社第二十条の十一から第二十条の十五まで削除へ平成二十五年新法」を「への株式会社第二十条の十一から第二十条の十五まで削除への平成二十五年新法」を「への

本紙：令和5年5月23日より引用しております。